

カスタマーハラスメントのない 公正で持続可能な社会を目指して

カスタマーハラスメント(顧客等からの著しい迷惑行為等)については、令和2年に厚生労働省が作成したパワハラ防止指針において、労働者の就業環境が害されないよう、事業主の努力義務による対策が明示されました。

しかし、加害者となる顧客等の不法行為を事業主の安全配慮義務のみで防止するのは限界があることから、東京都においては、社会全体で取り組むべき課題として、全国で初めての条例を制定し、令和7年4月1日に施行する予定です。条例制定に深くかかわってこられた原教授を招きカスタマーハラスメントについて詳しく解説いたします。

主な内容	国及び都が実施するカスタマーハラスメント防止対策について		
講師	成蹊大学 法学部教授 原 昌登		
受講料	無料	受講対象	経営責任者 労務管理担当者等
開催日時	令和6年12月17日(火) 午後2時(午後1時30分開場)から午後4時		
会場	千代田区二番町9-8 中労基協ビル 4階ホール 【裏面地図参照】		
お申込み	裏面をご覧ください【定員会場参加60名 オンライン参加300名】		
お問合せ	公益社団法人 東京労働基準協会連合会	千代田区二番町9-8 ☎ 03-6380-8305	

主催団体		公益社団法人 東京労働基準協会連合会 TOKYO FEDERATION OF LABOUR STANDARDS ASSOCIATIONS
	東基連 ■ 本部・中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹 ■	

